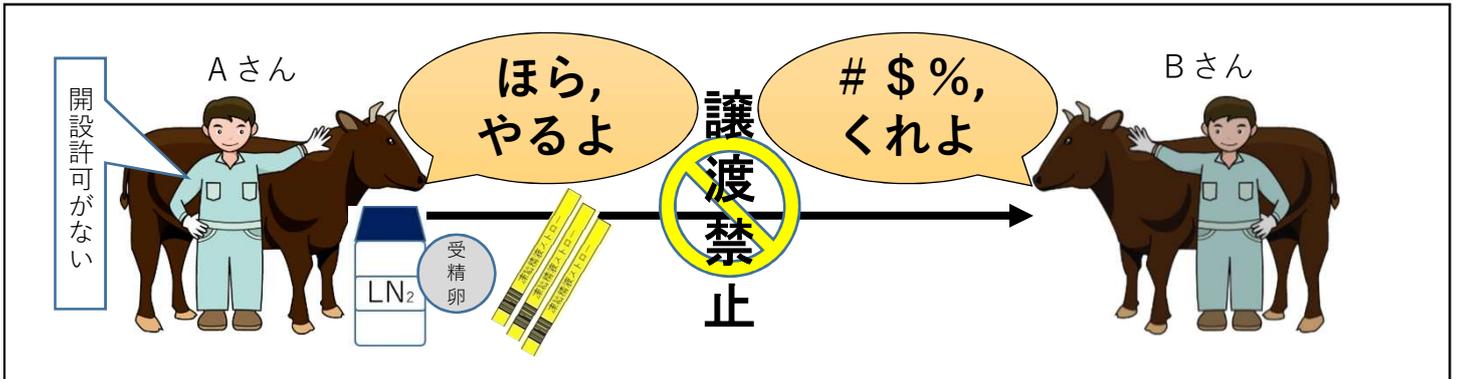


「ほら、やるよ」はダメ!!

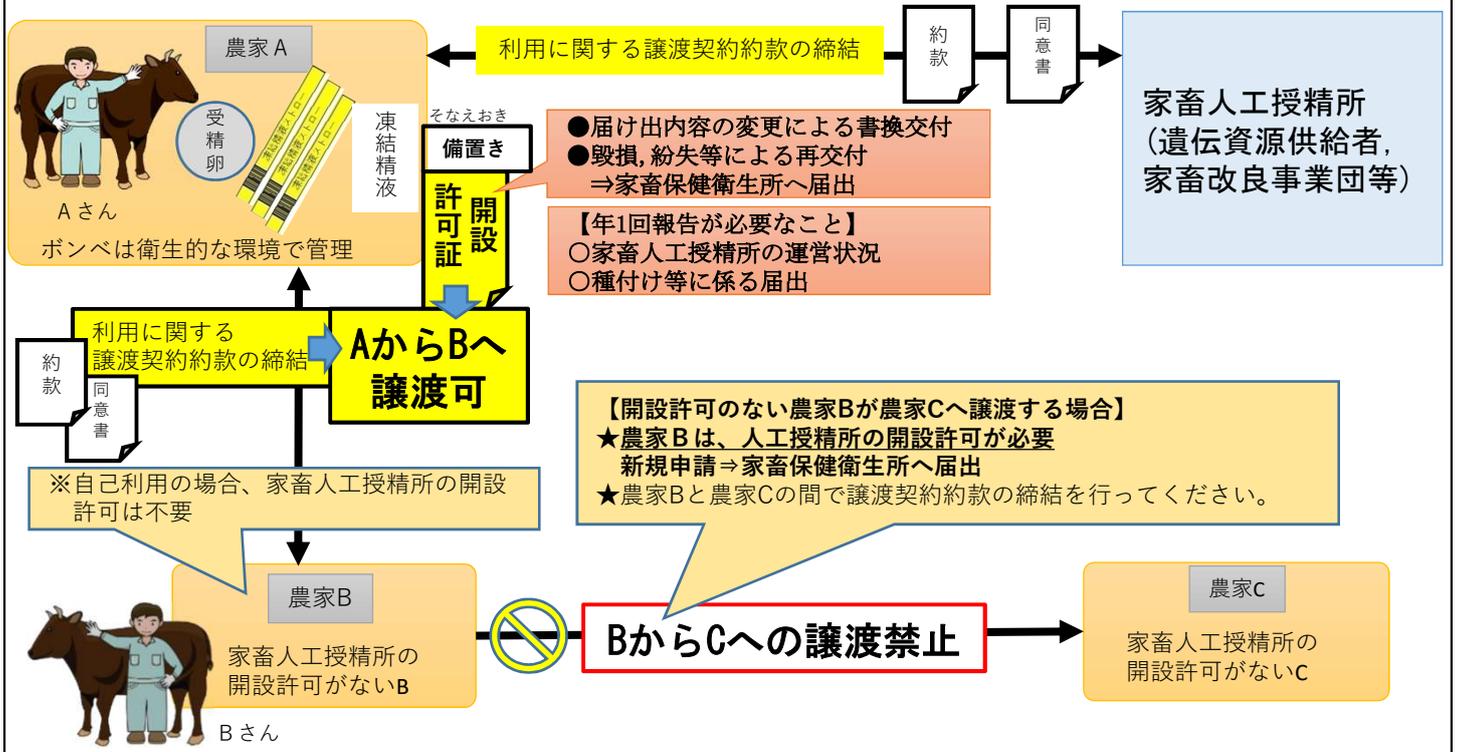
精液・受精卵の譲渡(有償・無償)は家畜人工授精所の開設許可が必要です!

【背景】平成30年に発生した中国への和牛精液・受精卵の不正輸出事案を契機に、和牛遺伝資源の流通管理を徹底すべきとの社会的要請が高まったことを受け、家畜改良増殖法が一部改正され、令和2年10月1日から施行されます。



家畜人工授精所で保存していない精液や受精卵の譲渡は禁止されています。
Aさんは、家畜人工授精所の開設許可申請をしてください!!

開設許可を受けると、精液や受精卵の譲渡が可能となります。



【問合せ先(電話番号)】

- 千葉県農林水産部畜産課 (043-223-2939)
- 千葉県中央家畜保健衛生所 (043-250-4141)
- 千葉県東部家畜保健衛生所 (0475-52-4101)
- 千葉県南部家畜保健衛生所 (04-7092-2304)
- 千葉県北部家畜保健衛生所 (0478-54-1291)

☆農家間売買は禁止です
☆対象畜種は全畜種です